

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県足袋製造業最低工賃（平成10年埼玉労働基準局最低工賃公示第2号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年3月1日

埼玉労働局長 久知良 俊二

埼玉県足袋製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。）10足につき、右欄に掲げる金額

工 程	金 額
足踏み通し	73円
掛け押し縫い	55円
こはぜ付け	74円
羽縫い	105円
甲縫い	103円
尻止め	55円
つま縫い	228円
まわし縫い	77円
アイロン仕上げ	269円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費

を除くものとする。

4 効力発生の日 令和5年3月31日